

## 独占禁止法審査手続についての懇談会（第2回）議事録

- 1 日時 平成26年3月27日（木）10:00～12:15
- 2 場所 中央合同庁舎第4号館1階共用123会議室
- 3 出席者

稲田 朋美 内閣府特命担当大臣

（懇談会委員）

座長	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	舟田 正之	立教大学名誉教授
委員	青柳 馨	日本大学大学院法務研究科教授
	今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	榊原 美紀	日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員 弁護士
	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	村上 政博	成蹊大学大学院法務研究科教授
	矢吹 公敏	弁護士

（ヒアリング対象者）

阿部 泰久	日本経済団体連合会経済基盤本部長
矢端 和之	前橋金属団地協同組合理事長（全国中小企業団体中央会）
ジェイ・ホッパツキ	在日米国商工会議所会頭
宮川 裕光	在日米国商工会議所競争政策タスクフォース委員長

（その他）

公正取引委員会 松尾経済取引局長、山口審査局企画室長

（事務局）

内閣府 梅溪内閣府審議官、独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参事官等

## 4 会議次第

- （1）開会
- （2）日本経済団体連合会からのヒアリング
- （3）全国中小企業団体中央会からのヒアリング
- （4）在日米国商工会議所からのヒアリング
- （5）質疑応答
- （6）閉会

## 5 議事録

○宇賀座長 それでは、定刻でございますので、ただいまより第2回「独占禁止法審査手続についての懇談会」を開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多忙のところお集まりいただきありがとうございます。

本日は、大沢委員、川出委員と河野委員が所用のため御欠席でございます。

最初に、本日は稲田内閣府特命担当大臣に御出席をいただいておりますので、稲田大臣から、一言御挨拶をいただきたいと存じます。

○稲田大臣 本日は、独占禁止法審査手続についての懇談会、第2回ということで、委員の皆様方におかれましてはお忙しい中、また、雨の中お集まりをいただきましてありがとうございます。

既に先月2月28日に第1回が開催をされまして、御議論を始めていただいているところでございます。前回の議論につきましては、私も事務方から伺っておりまして、宇賀座長の下で様々な切り口から活発な論点整理が行われている様子だということ承知いたしております。

公正取引委員会の行政調査手続においては、調査を受ける者の防御権の確保が重要であると同時に、公正取引委員会における独占禁止法の厳正な執行が確保されることも重要であります。本懇談会では、公正取引委員会の実態解明機能の確保と、調査を受ける者の防御権の確保のバランスに留意をしつつ、我が国における他の行政手続、また、諸外国の例も参考にしながら御検討をいただきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの分野、それぞれの立場において実績、また、豊富な経験を生かしていただき、活発な御議論をいただきますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

プレスにつきましては、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○宇賀座長 議題に入ります前に、本日御出席の村上委員におかれましては、所用により第1回懇談会を御欠席されましたので、前回と同様に、2分程度を目安に自己紹介を兼ねて問題意識などをお話しいただきたいと存じます。

○村上委員 村上でございます。

せっかくの機会なので、簡単に発言させてもらいたいと思います。

行政調査については比較的十分な蓄積のある分野ですので、必要に応じて今後更に必要な資料を提出させていただきたいと考えています。

まず、論点としては、せっかくこういう場が設定されたので、論点整理まではできる限り幅広い事項を検討対象としていただきたい。何を言っているかという、行政調査と刑事との関係については、犯則調査というのは日本独自の手続でありますので、その評価及び具体的手続について議論しておくことは価値があると考えております。

次いで、最後に書いてありますように、行政手続と民事手続との関係については、無過

失損害賠償責任の廃止も是非議論してもらいたいと思います。今回の改正で完全に排除措置命令は通常の行政処分となりました。したがって、その命令に事実上の推定効以上の特別な損害賠償責任を残しておく必要は全くなくなっていると考えています。したがって、その2つだけは取り上げていただきたい。

本題に移りますと、今回の審判廃止により、私は大陸法系の行政手続の枠組みが確立したと思っています。したがって、併せて行政調査の立証手段、それから、違反行為の立証についても基本的には欧州型に移行すべきであります。具体的に何を言っているかというところ、供述調書・自白調書に頼る立証ではなくて、客観的証拠に頼る立証のほうに移るべきだと考えています。

行政調査については2つ、大きな論点があります。

1つは、防御権の保障であり、秘匿特権とか供述録取への弁護士立会い、証拠開示は、基本的にはどうか長期的には認められるべきものであると考えております。

その次が、防御権保障後の違反行為の立証の話で、やはり上限方式の裁量型課徴金を導入すべきであると思います。ただし、裁量型課徴金というのは行政調査権の強化のみならず、効率的な独占禁止法執行のためにも不可欠なものであります。

ただ、現実には、実現可能性の点から、ここに書いてありますように、カルテルについては売上高算定率20%を乗じた金額を上限金額とし、それから、カルテル以外の不当な取引制限及び私的独占に該当する行為については、売上高算定率6%を乗じた金額を上限金額とするという裁量型課徴金の導入を当面は目標にすべきであると考えています。

最後になりますが、防御権の保障と裁量型課徴金の導入は、独占禁止法が先行して実施することで足りるのであって、直ちに他の行政調査に及ぼす必要はないと考えております。

以上であります。

○宇賀座長 ありがとうございます。

続いてもう一点、第1回懇談会で御議論がありました本懇談会の検討対象につきまして、御議論を踏まえて整理いたしましたので御説明いたします。

先月の第1回懇談会におきまして、本懇談会における検討対象は公正取引委員会の行政調査手続のみであるのか、犯則調査手続も含むのかについて御議論がございました。この点につきましては、まず、前回、独占禁止法を所管している公正取引委員会から、附則第16条の規定については、同法第47条に基づく行政調査手続の在り方について検討を行うこととされているとの解釈が示されております。

また、公正取引委員会による独占禁止法違反事件の処理は、基本的には行政手続によることを念頭に置いており、実際の独占禁止法違反事件の大部分が行政調査手続により処理されているという現状がございます。

さらに、前回御議論がありましたように、事業者に対する行政処分を念頭に置いた行政調査と、自然人と事業者の両方に対する刑事罰の適用を念頭に置いた犯則調査とでは、検討すべき防御権の主体は常に同じとは限らないため、検討の際に混乱が生じないようにする必要もございます。

これらのことを踏まえまして、本懇談会における検討対象は行政調査手続としつつ、前

回の御議論の中で、行政調査がその過程において犯則調査に移行する可能性があるとの御指摘もありましたことを踏まえまして、検討に際しましては、このような可能性があることを念頭に置いて御議論していただくということが適切ではないかと考えております。

また、これも当日御議論がございました調査権限の強化の問題につきましては、今後の行政調査手続の検討の過程において、必要に応じて御議論をしていただければと考えております。

以上のように進めていくことにつきまして、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宇賀座長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのように進めたいと存じます。

それでは、本日の議題に入ります。

第2回から第4回までは、前回の懇談会で御了承いただきましたとおり、各界からのヒアリングを実施することとなりました。

本日の会合では、経済界から日本経済団体連合会、全国中小企業団体中央会、在日米国商工会議所から御意見を聴取させていただきたいと存じます。

ヒアリングにつきましては、今日お越しいただいているお三方からまず御意見を伺って、その後、まとめて委員の御意見、御質問の時間をお取りしたいと存じます。

それでは最初に、日本経済団体連合会の阿部泰久経済基盤本部長から御意見を伺いたいと存じます。

お忙しいところお越しいただいた上、説明時間を制限させていただいて大変申し訳ございませんが、質疑応答の時間を確保するため、説明時間はそれぞれ20分以内でお願いいたします。

○阿部経済基盤本部長 経団連の阿部でございます。

稲田大臣、宇賀座長にはこのような機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

お手元の資料1として、私どものお願い、要望を少しまとめております。

経団連といたしましては、独占禁止法の審査手続について、過去8年間に5回提言をほぼ同じ内容で繰り返しておりますが、趣旨は変わっておりません。事業者の適切な防御権が行使できるように、審査手続のデュー・プロセスをちゃんと踏んでいただきたいということでございます。今日はやや分かりやすくするために、実際の時系列に即しまして、私どもが把握しております具体的な事実を基に幾つかお願いをしたいと思っております。

まず、1枚目でございます「基本的な考え方」ということで、6点述べさせていただきます。

最初の3点が、なぜ独占禁止法の審査手続の見直しが必要かという私どもの理解でございます。

1点目でございますが、もちろん行政手続ではあるわけでありまして、独占禁止法に関わります審査手続は非常に大きな役割を持っております。具体的には、課徴金という非常に厳しい経済的な制裁を行政処分として課す可能性とともに、刑事につながる可能性がかなり高いということでございます。そういう意味では、通常の行政調査とはやや役割は異

なっているものではないかと思えます。これは1点目でございます。

2点目はその具体化でございますが、実際に公正取引委員会による審査が行われますと、審査手続の中では出頭命令でございますとか身柄拘束による取調べに匹敵するような権限を公正取引委員会は与えられております。そういう意味では、被調査者の権利に十分に配慮するような手続が必要であるかと思っております。

3点目でございますが、正当な防衛権を行使することによりまして、公取委からの主張に適切に反論していくことは、当然事業者の正当な利益を守るということのみならず、株主や債権者等、事業者を取り巻くステークホルダーに対する信頼に応えるためにも必要だということでございます。

以上3点が、なぜ審査手続の見直しを必要とするかという理由でございます。

それに加えまして、これはやや性格が異なるわけでございますが、今、独占禁止法のルールは非常に国際的になっております。カルテル等の調査も国際的に同時に行われるわけでございますけれども、日本が欧米と異なるような手続規定を置いているということによって、国際的にも問題がこれから生じてくる、あるいは現に生じているのではないかと考えております。そういう意味では、ある意味での国際的な整合性も必要だと思っております。

それから2つ、これは今回の要望の中で特に大事なことを特筆させていただいております。基本的に一番私どもが大事だと考えておりますのは、様々な場面での弁護士の立会いでございます。弁護士が立ち会うことによりまして、事業者が適切な防御権を行使できるような機会が非常に高まると考えております。

もう一つ、その具体化といたしまして、弁護士顧客秘匿特権でございます。このような考え方は刑事司法手続では当然認められていると思えますし、私どもの知る限り、欧米諸国の競争法の違反調査におきましてもおしなべて認められております。これを是非とも確保していただきたいということでございます。

最後に、見直しにつきましては、独占禁止法の改正が必要な部分、あるいは規則による対応の部分、場合によっては運用の中で解決できる部分もあるかと思えますが、できるだけ高いレベルで解決を図っていききたいということでございます。基本的には、法令の中できちんと明文化して実効性を担保していただきたいということがお願いでございます。

以上のような基本的な考え方を踏まえまして、2ページ目からは、時系列に沿って私どもをお願いをやや詳細に述べさせていただきたいと思っております。

最初は、立入検査時でございます。

まず最初をお願いしたいのは、法的根拠の明示でございます。立入りのときに、一体何がどこまでできるのかということをお明らかにした上で行っていただきたいということでございます。間接強制ということになっているわけでございますが、実際には、私どもの知る限りでございますが、この具体例に書いておりますように非常に理解に苦しむような事例もございます。立入検査に関する説明や根拠の提示を徹底して、調査を受ける者につきまして、受忍限度がどこまであるのかということをお明らかにするようしていただきたいと思えます。

2番目が、立入検査時の弁護士の立会いでございます。なお、太線で囲っておりますのは、先ほど申しました弁護士の立会いや弁護士顧客秘匿特権等極めて重要なものだというつもりでございます。太線で囲っていないものは重要でないというつもりではございませんが、極めて重要なものと重要なものの区別ぐらいだという御理解でお願いしたいと思います。そういう意味では、弁護士の立会いが極めて大事なポイントになるかなと思っております。

具体的には、これは規則の改正が必要かと思っておりますが、弁護士の選任・立会いが必ずできるということの告知を義務づけるとともに、弁護士が実際にこの検査に立ち入られる場所に来るまでは、立入検査の実施を待っていただきたい。いきなり来て、弁護士が来るまで待ってくれと言われて、応じていただける場合もあるそうでございますが、必ずしもそれは担保されていないということでございます。少なくとも被調査者の求めに応じまして、タイムリーに相談できるようにさせていただきたいと思っております。

何かの事例では、電話をかけることもだめだと言われたというようなこともあると聞いております。そういう意味では、第一歩でございますが、立入検査時の弁護士の立会いというのは非常に重要な問題だと考えております。

次のページにまいります。

これは提出命令と関係してでございますが、立入検査時の資料の謄写でございます。証拠等につながるものにつきましては、調査を受ける者の申出によりまして立入検査の当日、あるいは提出前に謄写できること、またはコピーを出せば済むということをお知らせさせていただきたいと思っております。

具体例に書いてございますとおり、ある意味非常に突然の立入りの中で様々な資料を持っていかれて、極端なことを言いますと、何を持っていかれたかも分からないような状態になっているということでございます。必ず調査を受ける側の申出によりまして、謄写等ができるようにさせていただきたいと思っております。

その次でございますが、資料等の提出命令でございます。これは「被疑事実に関連する文書」に限るということをお知らせして規定していただきたいと思っております。

私どもの聞いております事例ですと、かなり個人的な書類等まで押収される。個人の持っております手帳でございますとかメモ書き、あるいは企業として当然第三者との関係で守秘義務を負っているべきものまで根こそぎ持っていかれるということはよく聞かされております。実際に「被疑事実に関連する文書」というものを確定した上で、それに限ることを明記していただきたいと思っております。

それから、これも事例でございますが、いついつ何時に調査に入るということを事前に通知した上で、その前に法務部に現れる。法務部が取締りに備えましていろいろな資料、情報等を集約しているところを狙って、根こそぎ持っていくということがございました。これは非常にフェアではないと思っておりますので、法律的にどう書くかということとはなかなか難しいかとは思いますが、一つは後ほど御説明いたします弁護士顧客秘匿特権との関連の中で、このようなことについては慎重にお願いをしたいと思っております。

4ページ目でございます。

提出命令の目録をちゃんと作っていただきたいということでございます。要は、何をどのような形で持っていかれるかということについて、項目別に分かるようにお知らせくださいということでもあります。

何が困るかといいますと、何を持っていかれたか分からないので、後で何を見せてくださいとも言えないという非常につまらない事態になっておりますので、ここは是非お願いしたいと思っております。

その次、重要なポイントの2番目として考えております弁護士顧客秘匿特権でございます。弁護士と顧客間の連絡等にかかります秘匿特権を認め、弁護士と依頼者間の通信や調査内容を含むワークプロダクトについては、提出命令を拒否できるということを当然に保障していただきたいということでございます。

これは私どもの調べた限り、欧米の競争法にかかります取調べについては必ず認められております。逆にヨーロッパに調査に行きましたときに、日本ではこういうことがないのですよと言うと驚かされてしまうような、非常に初歩的な、原始的なデュー・プロセスだと思います。是非とも今回、法律の中で弁護士顧客秘匿特権というものを明記していただきたいと思っております。

5ページでございます。

当然、調査が進みますと供述を取るという段階になるわけでございますが、そこでも幾つかのお願いがあります。

1つは、立入検査当日の担当者への供述聴取というのが行われるわけでございますが、これは非常に強制に近い形で行われているというのが不合理であると思っております。立入検査当日の担当者への供述聴取は行わないということを原則にさせていただきたいと思っております。

具体的には、ちょっと話を聞きたいということで、そのまま公取委へ連れて行かれて何時間も帰って来られなかったり、その間、会社や弁護士とも一切連絡が取れなかったりという事例を聞いております。運用の問題もあるかと思いますが、立入検査当日の担当者への供述聴取は行わないということを原則にさせていただきたいと思っております。

その次、供述調書を取ることでございますが、ここでも弁護士の立会いを認めていただければと思っております。必要に応じまして弁護士が立ち会って、被疑者の求めに応じて、弁護士に逐次相談できるようにさせていただきたいということでございます。

実例ということで幾つか聞いておりますが、弁護士や法務担当者と一緒にいきたいと言っても認められなかったり、途中で電話相談も認められないような例を聞いております。供述調書を取るときには必ず弁護士が立会いをするということを、できる限り法律等で明記していただきたいと思っております。

それからもう一つ、デュー・プロセスに関しまして、黙秘権や自己負罪拒否特権等でございます。刑事手続でありましたら当然認められているものが、これは行政手続だということで認められていないということについては、非常に不合理だと思っております。供述者に対しましても、黙秘権とか自己負罪拒否特権があるということを法律上明記していただきたいと思っておりますし、当然のことながら、取調べに当たりましては、具体的に当

該の調査が任意であるのか、あるいは強制であるのかを示した上で、供述者に対してそれらの権利があることを十分にお知らせ願いたいと思っております。ここも運用の問題以上の強いレベルでの明示が必要かなと思っております。

6 ページにまいります。

取調べの全過程につきまして、録画・録音をお願いしたいということでございます。これは刑事手続でも今、議論されておるようでございますけれども、実質密室の中で行われます取調べでございますが、その過程について可視化を図っていただきたいということでございます。これはデュー・プロセスを進める上で是非ともお願いしたいと思っております。

その次でございます。供述調書の作成過程でございますが、供述調書の公正性・任意性が担保されるようにということでございます。

幾つか問題がございますが、非常に誘導尋問的なことが行われているとか、長時間拘束されるということで、取り調べられている方のほうが精神的に参ってしまう。そこを目がけて「こうですね」という形で作文を押しつけられるようなことも聞いております。このような形で適正なデュー・プロセスが果たされるとは思いませんので、基本的には公正・任意な供述聴取だということが担保できるような手続にしていきたいと思っております。

ちょっとここで具体例をいろいろ書いてございます。それぞれ実際にあった話として、私も経団連の会員企業から聞いた話でございますので、誰がどうなったということまでは私は裏づけを持っておりますが、さすがに企業名は出せませんので、こういうことが現にあるということでお聞き取り願いたいと思えます。

7 ページでございます。

審尋調書・供述調書の交付請求権でございますが、要は審尋調書等を取られましたときに、何を取られたかをちゃんと交付してくださいということでございます。一体どのような供述を取られたかということが明らかでなければ、その後の防御権は適正に行使できませんので、ここは是非ともお願いしたいと思っております。

それから、事情聴取されているときに、調べられている側が記録を作成することも認めていただきたいと思っております。これは当然、弁護士顧客秘匿特権につながるようなことかと思っております。調査を受けている側が事情聴取のときに並行して記録を作成することを容認していただきたいと思っております。

当然、メモをさせてくれということをおっしゃるわけではありますが、だめだということが多いようでございます。

その次でございますが、更に進みまして、処分前手続の段階でございます。

事前通知とか意見聴取の手続の段階でございますが、公正取引委員会が保有する証拠資料の開示請求権でございます。今回の改正法第 52 条で一定の手当てがなされたことは承知しておりますが、まだ不十分だと思っております。

例えば、他社が提出する資料等につきましては閲覧にとどまっておりますが、なぜ見ることはできてもコピーはできないのかということでございます。特に今リーニエンシー制

度は非常に広範に使われておりますので、自分たちが何を言ったかと同じぐらいにほかの被疑者が何を言ったかということは重要でございます。ここにつきましては是非他社従業員の供述調書につきましても謄写を認めていただきたいと思いますと思っております。

それから、公取委が認定した事実を否定し得る証拠の閲覧と謄写は明示的に認められておりません。これについてはおかしいと思っております。今の改正法第 52 条の書きぶりで行きますと、公正取引委員会が不利だと思っている証拠は隠しておけるという非常に不公平な扱いになっていると思いますので、ここは是非ともお願いしたいと思っております。

最後は 8 ページでございますが、第三者に対する秘密保持ということで、証拠文書等の適正な取扱いをお願いしたいということでございます。

ここは具体的に、現行の第 83 条の 4 にかかります文書提出命令などにつきまして、対象となる文書が適切に限定されるようにしていただきたいということとか、あるいは調査段階で公取委が収集されました資料につきまして、提出者以外の者に対しては、秘密に当たるところは開示しないでくださいということでございます。

以下、その他のお願いがございます。

防御に関する適正手続ということで、課徴金減免制度におけます事業者・被疑者間、従業員間の利益相反に関する調整ということでございます。リーニエンシー制度が入りまして、会社の利害と従業員の利害は相反するようなことも現に起こっております。個人の刑事訴追につながる可能性があるかないかということは非常に大事なことでございますので、リーニエンシー制度の下で取調べが行われますときには、個人の刑事訴追が行われないことや、黙秘権、あるいは自己負罪拒否特権を行使したことをもってこのリーニエンシーが不適用とならないということにつきまして、はっきりとしていただきたいと思いますと思っております。

最後に、これは今回の趣旨とはやや違ったお願いでございます。

従前から経団連はお願いしているわけでございますが、公取委が行う警告というのは一体何だろうかということでございます。

警告を受けたということが新聞報道されますと、それだけで十分社会的な制裁を受けてしまうということでございます。あるいは、警告というのは一方的な公取委の事実行為でございまして、被疑者側は反論の機会がございません。「お前たち、悪いことをやっただろう」という話でございまして「いや、そうではありません」ということをきちんと反論・立証できるような機会を求めています。

今回の直接のテーマではないということは十分存じておりますが、この機会に併せて御検討いただければありがたいと思います。

以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、続いて、全国中小企業団体中央会の政策推進部長である及川勝委員と、前橋金属団地協同組合の矢端和之理事長から御意見を伺いたいと存じます。よろしく申し上げます。

○及川委員 ありがとうございます。全国中央会の及川でございます。

稲田大臣には、中小企業に温かい御支援をいただきましてありがとうございます。

まず、私から全体的なお話をさせていただきました後、お隣にいらっしゃいます矢端理事長から、現場の経営者ということの立場から御意見を申し上げたいと思っております。

それでは、お手元の資料2でございますが、お開けいただけますようお願いいたします。

1 ページでございますが、私ども全国中央会の組織図でございます。47 都道府県の県庁所在地に中央会がございます。ここに群馬県中小企業団体中央会がございまして、その会員として前橋金属団地協同組合がございます。

全国に、これは私どもの会員だけですけれども、このような中小企業の組合が2万8000 ございます。2万8000の組合で、1組合平均しますと100社の中小企業が入っています。したがって、最後に書いてございますけれども、組合所属中小企業者、2万8000組合×100社ということで、私どもの所属会員280万社。こういう人たちからの総意を形成していくのが私ども中央会の仕事の一つです。

2 ページをお開けいただけますと、そういった中で私どもの最高の決議の場所がこの全国大会でございます。平成24年に宮崎県、平成25年には滋賀県で全国大会がございました。各中小企業の組合の理事長等が2500名集まって決議をするわけです。3 ページ目をお開けいただけますと、直近の第65回の全国大会でございますが、その中で、重要な要望項目として独禁法改正が挙げられてございます。

3 ページの上のゴシックになっているところですが、「審判制度を廃止する独占禁止法改正法案の早期成立を図ること」ということで、独禁法改正がこの間お認めいただき、実現化したということでございます。

また「公正取引委員会が行う『行政調査』の手続きにおいて、事業者の権利を保障する法的措置を講じること」という要望をさせていただきました。本日、この場がこの実現に向けての場だと理解をさせていただいて、感謝申し上げたいと思っております。

4 ページですが、全国大会での要望に当たって、毎年5月から6月にかけて各中小企業組合から中小企業に対する要望を聞いております。そのまとめを地方のブロックでまとめさせていただいて、私ども全国中央会のほうで、独禁法ですと組織専門委員会という専門の委員会の中でフィルターをかけて、全国大会に上程いたします。その過程でお聞きした生声を4 ページで少し挙げております。

1 番目でございますけれども、金融円滑化法が廃止になる、延長されないということがあったときに、この金融検査マニュアル、監督指針が中小企業にどのような影響を与えたのかということを書いてございます。

1. で、こういった金融庁からのマニュアルが公開されることによって、中小企業ですとどうやったら融資が受けられるのかについて一生懸命勉強して、財務内容の透明性を高め、結果的に借換えのメリットを享受したというのがございます。すなわち、金融監督指針等の部分を見て、中小企業が融資を受けるためには日々の記帳業務が重要であり、できれば月次決算を行い、決算・会計をきっちり正しくやるのが、結果的に融資を受けることとなります。それで、融資についてどうやって返済をするのかということの経営計画を立てて、1年後には本業でこれだけ儲かって、キャッシュフローが増えますというのが見えてきて、中小企業に経営革新への意欲が広がったという、まさしく中小企業にとって経

営の仕組みとしてのイノベーションが起こったと私どもは理解しています。これはひとえにこのマニュアル、監督指針が公表され、透明性が高いがゆえの結果だと思えます。

他方、2. の独占禁止法の審査ということでございますけれども、(1) から (3) にございますように、まず中小企業にとって、やったことがカルテルになるかどうかがよく分からなかった。調査のときに言われた言葉がよく分からない。自分たちからすると、原材料、ガソリンが高くなったので、その高騰部分だけを上げようと、上げていかないとなかなか経営がうまくいきませんよという話が出たということなのでございますけれども、そういうことで、何で悪いことをしたのかという認識がそもそもなかったような状況です。

(4) から (10) までは途中の取調べについての生声でございますけれども「(4) 取調べの最中にメモを取ることを認めてもらえなかった」。取調べの拘束時間が長くて、なかなかトイレにも行きたいと言うような雰囲気もなかった。

(6) は、個人情報を知られてどこまで取調べが行われるのか見当もつかない。弁護士を頼んでいいかどうかも分からなかった。したがって、(8) にあるように、急に調査に入られて、気が動転している中で記憶が曖昧なまま供述してしまった。もう一回自分の言ったことを確認するため調書をコピーさせてくれないかと言っても認めてもらえなかった。

(9) が大量の業務書類が押収されてしまって、長年、3年間、4年間かけてようやくプロジェクトが動き出した目玉の事業、懸案の事業がスタートできなかった。一番大切なときに実行できなかった。

あと、食品加工の関係者からよく出ていますけれども、風評被害です。公取委が調査に入った場面をマスコミに報道された、信用を置けない企業なのだということで間接的な被害が長く起こったというようなことがございます。

このような生声を聞いて、全国中小企業団体中央会としての要望ですけれども、5ページでございます。

中小企業の立場に立って、予測可能性を確保した分かりやすい適正手続にしていきたいというのがまず第1点でございます。全国に中小企業は385万。こういった圧倒的なボリュームゾーンでございます。この中小企業の立場に立って、事前に透明性のある分かりやすい手続にしていきたい。

特に中小企業にとっては予期することのできない厳しい制裁を課される以上は、是非法執行における適正手続が十分に確保される必要があると思えます。また、課徴金制度というものを考えますと、行政上の制裁である他の制度以上の適正手続が求められると考えております。

経営資源の乏しい中小企業に対して、結果的に恣意的な調査が行われて中小企業にとって泣き寝入りするようなことがあるということは、私どもからすると到底容認でき得るものではございません。是非、1番目につきましてお願いを申し上げたいと思っております。

2番目は、先ほどの金融庁のマニュアルにもありましたように、中小企業に自発的にコンプライアンスを促すようなことができるように、調査手続の周知・啓発活動を是非とも行っていただきたいと思っております。

中小企業は地域と密着をして事業活動を行っております。法令遵守をしていくことが結

果的に長期間にわたる顧客との信頼性ですとか社会的な評価を高めると私どもは考えております。全国中小企業団体中央会は中小企業の支援団体として、今回の独禁法の改正を、コンプライアンスを強化する絶好のいいチャンス、中小企業にとって経営を学び直すいいチャンスだと捉えていますので、是非中小企業が目線に立って、中小企業の立場に立って調査手続の仕組み、カルテルを含めた施策の周知をお願いしたいと思っております。

3番目は、スピーディーかつ負担の少ない仕組みにさせていただきたいということでございます。行政調査のマニュアルですとか、指針ですとか、収集した証拠へのアクセスを容易にさせていただいて、調査の効率性を高めて、調査に要する時間ですとか負担をできるだけ軽減させていただきたいとお願いを申し上げたいと思っております。

4番目。弁護士の立会権、事情聴取時のメモの録取等を認めていただきたいと思いますと思っております。効果的に専門家に相談して対応できるようにするために、事情聴取におけるメモの録取は是非認めていただきたいと思いますと思っておりますし、自己負罪拒否特権ですとか黙秘権を是非法令上に明記をしていただきますようお願い申し上げます。

最後、「その他」で書かせていただきましたけれども、課徴金についての、今の低金利時代で14.5%というのは余りにも高い。払わなければどんどん高い金利がかさんでいく。この課徴金を払うためにまた借入れをして、また銀行と新規借入れ等の相談をしなければいけないということもございます。

また、中小企業は本当に多種多様でございます。いろいろな業態でいろいろな生業に近いところもございます。業種業態に応じたきめ細かい実態を見て、課徴金について今一度、見直しをしていただければ幸いです。

6ページに、タクシー業界から、今、申し上げた金利が14.5%で高いというようなお話ですとか、お金がないので、全国からカンパをして今、弁護士費用を抱えているということもあります。2番目の食品加工は和歌山の梅干しでございますけれども、食品ということがあって、長く続いた取引が難しくなったというような話も聞いています。

7ページ目。3番目が、家庭用プロパンガス容器製造業者の問題でございます。7ページにつきましては、矢端理事長から御報告を申し上げたいと思っております。

**○矢端理事長** 群馬県の前橋から来ました関東高圧容器製作所の矢端と申します。プロパンガス、アセチレン、フロン、ハロン、あるいは酸素、炭酸、窒素等々のガスボンベの製造販売をいたしております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、中央会のほうから立入調査時の体験談を話してくれという要請がありましたので、そのお話をさせていただきます。

3年前の7月に、公正取引委員会の方が前橋本社工場に8名で9時ちょっと過ぎにお見えになりまして、独占禁止法違反の疑いありということで、立入調査がありました。ちょうどそのときメインバンクの支店長がお見えになっておりまして、私はその方と融資あるいは資金繰りの相談をしている最中だったのですけれども、すぐその調査に立ち会ってほしいということで銀行の支店長にはお引き取りいただいたのですが「談合ですか」というふうな話をしてお帰りになったのです。

私は社長室の中だけでの立会いしかしなかったのですけれども、机はもちろんロッカー、

書棚、あとはマイカー、車の中も調査されまして、全然業務の仕事とは関係ないようなファイルだとか、本当にプライバシー、個人的なメモだとかそういうものもあるのですが、そういったようなものも全部見て持っていくというのです。「それは全然仕事に関係ないですよ」というお話をしても「関係あるかないかは私どもが判断します」という言い方で、本当に何でこんなものまで持っていくのだろうというようなものまで全部持っていかれました。「持っていったものをどうするのですか」というお話をしたら、「一定期間預からせていただきます。もし必要ならばいつでも見に来てください。それは拒否いたしませんから」ということで、そんな説明がありました。

ボンベは御存じのように材料は鉄鋼そのものですから、材料が値上がりすると当然その分コストアップになるので、業界で過当競争で乱売合戦をやっている最中にはありませんでしたが、鉄鋼が上がった分ぐらいは上げようよというふうなことを事実やっておりました。それで調査官の方が、早くその事実を認めたほうが、減免制度というのがあるのですよと、私はそれをそこで初めて知ったのですけれども、どういうことですかと言ったら、一番最初に申告すれば課徴金なし、2番目が50%、立入調査後早く事実を認めた企業には3割の減免制度があるというふうな説明があったものですから、そういう説明をして、早く事実を認めたほうがいいですよという調査官のお話だったのです。

それで、やっていたことは事実なものですから、課徴金が一体幾らになるのか分かりませんが、課徴金という言葉もそのときに初めて知って、それまでは罰金だと思っていたのですが、課徴金の減免制度を適用したほうがいいと思ひまして、販売会社は別会社になっており、仙台から福岡まで各営業所があるのですが、そちらのほうも同時に同日同時に調査が全部入っておりますから、各営業所のほうにも正直ベースで全部質問には答えなさいという指示を、調査官のいないところで指示をしまして、それぞれ各出先を含めてなのですけれども、正直ベースで全部話をしたということです。

私の手帳を見て、もちろんみんな手帳に書いてあるものですから、商工会議所だのロータリーなどの地元の諸団体、そういうのを長々書くのは面倒ですから全部記号で書いていたのです。そうしたら、この記号は何ですかというのですね。これは書くのに面倒だから、「RC」はロータリークラブですとかいう説明をしたのですけれども、その前段階で、これは言わなくてはいけないのですか、まるきり個人的なことですよと言っていたら、言わなければ言わないでも結構です。その代わり調査に対する協力度合いというものが後で影響されますからというお話があつて全部話をしたのですけれども、そんなことで当日は来られたのが9時で、お帰りになったのが5時、6時ぐらいでしたかね。1日ずっと立入調査に立ち会うという形でした。

当社も顧問弁護士はいるのですけれども、弁護士にすぐ連絡するとか何かという考えも及ばなくて、後に弁護士に話をしたら、その弁護士は独占禁止法に関しては全然精通していないのです。余りよく分かりませんが、地方の弁護士というのはそういう方は多いのではないかと思うのです。そんなことで、要するに直接の顧問弁護士に相談しても、余り相談にならなかったということもありました。

あと、先ほど中央会のほうから話がありましたけれども、9時に調査に来て、その日の

お昼の NHK のニュースにもう会社の写真と、こういう独占禁止法違反の疑いありで立入調査が入ったということが出たのです。どうして出たのかよく分からないのですけれどもね。全国紙には群馬版のところに記事として出て、地元、ローカル新聞には絶好のニュースネタみたいになった感じで大きく出て、要は、地元で大勢の方の知るところになって、談合していたのだねとか、大変だねとか。人のうわさも 75 日でいつとことではあったのですけれども、いつとことそういう話題を提供しまして、私は地元で堅実経営、堅いというふうなことをずっとやっていたわけなのですけれども、そういったようなものも信頼関係というか、影響を及ぼしたのではないかなと、そんなふうに思っております。

取引先への影響は、そういう報道で出ましたので、お取引先というかお得意先によっては、談合してたんだって、談合した分返せよとかいうのもあるし、それから、1 年後に課徴金が決まって、それも全部出ましたから、その絶対金額を見て、そんなところと取引をされていて大丈夫なのかなとか、仕入先などは随分、おたくの手形ではだめ、現金か回し手形にしてくれというふうなところもありましたし、これはもう身から出たさびではないのですけれども、そういったようなことを一つずつクリアして現在に至っているわけなのですが、いつとこととはいえ随分信用不安というか、報道のされ方によって信用不安を出してしまったということもあります。

後は余談になるのですが、韓国にも合弁でポンベを作っている会社があるのですが、韓国でしかるべき課徴金を払ったことがあるのですが、翌年その課徴金の 3 分の 1 強を返してくれたのです。どういう制度に基づいてそうなのかどうかというのは、当時、法律的なことはよく分かりませんし、返ってきたのだからいいのではないかという感じだったので、その後私も体験して、日本は返してくれるのかなと言ったら、いや、そんな制度ありませんなんて言われました。韓国の企業も排除措置命令が出て、そのとおりに従ってやっていてそれを評価してくれたからかどうか、それは分かりませんが、そんな事実があったことも参考までにお話しさせていただきました。

中小企業の要望としましては、先ほど中央会のほうから話したとおりです。

以上です。ありがとうございました。

○宇賀座長 ありがとうございました。

では、続いて、在日米国商工会議所 (ACCJ) のジェイ・ポナゼッキ会頭と、宮川裕光競争政策タスクフォース委員長から御意見を伺いたいと存じます。よろしく願いいたします。

○ポナゼッキ会頭 皆様、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、独占禁止法審査手続に関する意見を述べる機会をいただきありがとうございます。

ACCJ は 1948 年に設立され、現在は米国企業を中心に約 1000 社を代表する 2800 名の会員で構成されています。日本において 65 年以上活動を続け、今では会員企業の 30% は日本企業であり、また、会員の約半数は日本人の会員となっており、外資という枠にとらわれず、日本社会の一員として、日米の経済関係の更なる進展及び日本における国際的なビジネス環境の強化というミッションの実現に向けて活動しております。

このミッションにもございますように、日本における国際的なビジネス環境がより強化され、日本がより魅力的なマーケットとなるために、経済活動の基本秩序を定める独占禁止法が、透明で公正なプロセスに基づき執行され、かつ国際的な基準と合致するような適正手続が構築されることを望みます。

ACCJにおいては、これまで一貫して日本の独占禁止法における適正手続を確保することの重要性を主張しており、特に依頼者と弁護士との通信・連絡を保護するための秘匿特権、調査の対象とされた者の適正な防御権を確保するための証拠開示、そして、立入検査及び事情聴取において、弁護士の立会いを求める権利が確保されることが極めて重要であると考えております。

本日は時間も限られておりますので、審査における適正手続の確保に関しますより具体的な意見は、ACCJ 競争政策タスクフォース委員長、宮川より説明させていただきます。

**○宮川委員長** 在日米国商工会議所競争政策タスクフォースの委員長をしております宮川と申します。今、ポナゼッキ会頭から御紹介がありましたとおり、私のほうから具体的な点についてお話しさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

今、ポナゼッキ会頭からもお話がありましたとおり、在日米国商工会議所においては、以前より日本の独占禁止法の執行、それから、競争政策において最も重要な点が、適正手続、デュー・プロセスの確保であるということを中心として主張してまいりました。

昨年の改正法によって審判制度の廃止という前進を見たわけですが、これも審査手続における適正手続が十分に確保されていなければ狙いどおりにきちんと機能しないという意味において、非常に大事なことだと考えております。

まず初めに、今日強調したいことは、時として審査手続、調査における適正手続とか、対象者の防御権の確保ということと、実態解明、真実の発見ということが対立する概念のように捉えられる点もあるかと思うのですが、我々の考え方は、これは決して対立する概念ではなく、防御権をしっかりと確保していくこと、事件対象、調査の対象とされた者の防御権をしっかりと確保していくことが、すなわち法律、それから法執行、あるいは法執行していく当局に対するきちんとした協力対応、尊重というものを生み出す。それによって最終的には実態解明というものに役立っていくという意味において、適正手続の確保ということと実態解明というものは決して対立概念ではなくて、むしろ実態解明の手段が適正手続の確保であると考えております。

それからもう一つ、既に経済団体連合会のほうからもお話がありましたとおり、独占禁止法の世界の一つの特殊性として、国際的な連携というものが極めて進んでいる。ほかの法律分野に比べて、ここまで国際的な連携が進んでいる分野はなかなかないのではないかと思います。実際、公正取引委員会から発表される事件においても、米国司法省、欧州委員会と同時期に調査を開始したものであるという記載がなされ、実際に情報交換を行いながら各種の協力協定を締結して世界的に法執行を行っているという意味において、日本の独占禁止法の問題というのは日本だけの問題ではなくて、特に調査の対象とされた企業はアメリカでも調査を受け、EUでも調査を受ける。日本の調査の結果、そこでの対応というものがアメリカ、EUにも大きく影響をしていくという分野であります。

その一つの例として、例えば課徴金減免制度。日本の法制度全般の中で司法取引というものは存在しておりませんが、独占禁止法分野では言わば先取りする形で海外でも使われていた課徴金減免制度というものを採り入れているという特性もあると思います。

以上が総論になりまして、この後、我々のほうで適正手続確保のために重要であると考えられる点については、ちょっと原本は英語のままなので仮訳ということで日本語のものを準備しておりますけれども、ここに幾つか挙げております。ただ、本日は時間の関係もありますので、特に重要な点3つに絞ってこれからお話しさせていただきたいと思います。

その1つは、この仮訳の一番上に書いてありますとおり調査の対象とされた企業がしっかりと弁護士を選任して、弁護士の弁護を受けるということが権利として確保されることが重要である。これは審査手続、調査の全過程、立入検査からその後の企業・従業員の事情聴取を含めて全過程において確保されるべきであると考えております。

実際には、例えば立入検査の際に、本当にそれが調査にとって必要なものであるのか。公正取引委員会が留置しようとしている書面、物件等が本当に必要なものであるのか。あるいはこの後述べます弁護士からアドバイスを受けた内容に関する書面であるのかどうかということをしきりとチェックしていく。どういったものが留置されていくのか。必要以上のものが留置されるおそれはないのかどうか。こういうことをしっかりと弁護士を選任されて、そこに立ち会って、確保して、確認していくということが重要であります。

日本の公正取引委員会の審査手続においては、依然として従業員に対する事情聴取、そしてその供述調書を取って、それが非常に重要な証拠として活用されるというプラクティス、実務が行われておりますけれども、その際、やはり法律の専門家ではない企業の従業員の方が、公正取引委員会の部屋で審査担当者と相対して弁護士もなく座っている中で、例えば作成された供述調書について、いや、私はこういうことは話しておりません、あるいは、ここに記載されていることは私がお話しした趣旨とは違っていますという話をして、結局は審査官のほうから、いやいや、法律的にはこれであなたの言っていることを表現しているのですよ。あるいは、余り重要でない部分を若干修正して、これであなたの言ったとおり修正しましたということで例えば調書が作られてしまう。それがどういったことを引き起こすかということ、その後例えば審判になったときに、その調書が本当にその人が任意に供述したことを正確に反映したのかどうかということの検証に時間が費やされてしまう。それに何回も何回も審判期日、時間が費やされてしまうと、ある意味では非常に非効率な手続というものを生み出してしまうという問題も発生している。その意味において、事情聴取の際にしっかりと弁護士が立ち会って、必要に応じてどうしても法的に理解できない部分等について適宜弁護士が助言を与えられるような制度とすることは、それによってももちろん防御権の確保にもなりますけれども、法執行の効率性を向上させるということにもつながっていくと思います。

それから、冒頭申し上げましたように、今、独占禁止法違反事件というものは日本だけの問題ではなく、国際カルテルというものを世界の当局が同時に調査するということが非常に増えております。そういった中で、その日本での対応が果たしてアメリカ、EUでどういう影響を与えるのかということについて、やはり法律の専門家ではない企業の方にそれ

を判断してくださいといってもなかなかそれは難しい。そういったところについて、必要に応じて弁護士が助言できる状況を作るということは非常に重要であると思います。

実際、アメリカの手続では常に、例えば弁護士が同席しない限り供述はしませんということで、そういったものが認められて実務が動いております。弁護士が同席して例えば事情聴取が妨げられているかということ、決してそのような状況にはなっておりません。もちろん弁護士が同席して、何でもかんでもとにかく質問を遮るとかそういうことができるわけではありませんので、日本に比べてはるかに厳しい法執行が行われているアメリカで、弁護士の立会いというものがあるものが法執行の妨げになっていない。実際、アメリカ当局はあれだけ厳しい法執行を行っているということからも、弁護士の立会いを認めることが実態解明に障害になるということはないということが見て取れるのではないかと思います。

次に重要な点として我々が掲げておりますのが、これも既に紹介がありましたけれども、依頼者と弁護士の間の通信、アドバイス等について、それを保護するという秘匿特権が日本でも認められるべきである。これは確かに日本の法制度全般の中でまだ現在存在していないものでありますけれども、先ほど申しました独占禁止法の特殊性、そして、実際にリーニエンシー、課徴金減免制度というものを既に採り入れているということからしても、独占禁止法の手続でこれを採り入れることが大きな問題を引き起こすことはないと考えております。

実際、秘匿特権が認められないことでどういった問題が起きているか。具体例としては、例えば企業が調査開始前に、自ら、もしかしたら自分たちの会社の中で独占禁止法に違反する行為があるのではないかとということで、コンプライアンスの観点からも弁護士を使って社内調査をする。事実関係を調べる、資料を調べる、関係者から事情を聞く。そしてそれを弁護士が報告書、あるいは意見書のような形でまとめていく。ところが、その後調査が開始されたときに、公正取引委員会がその弁護士の作成した報告書等を留置して持っていく。そして、そこに記載された内容、例えばカルテルの疑いがある等々の記載をもって、今度はそれを従業員に対する事情聴取でこういう違法行為があるのではないかと追及の材料にしていく。あるいは、弁護士が会社の従業員の方に相談を受けて、いろいろアドバイスをした。そのときに交付された書面、あるいは従業員の方が弁護士のアドバイスを記載したメモというものを、立入検査の際に公正取引委員会が留置して持っていく。そしてそれを、違反行為を立証するために、あるいは事情聴取の際に従業員に対して、ここで違法行為があることを認めているのではないかとということで追及がなされる。

こういったことが起きてしまいますと、企業としても、また、弁護士としても、安心して本当の事実関係を話してもらって、それについて、例えば自主的にコンプライアンスを高めるためにそれを直していきましょうという活動をしていくということすらも躊躇する。それについて懸念を持っていかなければならない。こういう問題が起きてくると思います。

あるいは公正取引委員会の立入検査は決して1回ではなくて、1回立入検査をした後、更に追加の立入検査をやることがありますけれども、そうするとそのリスクは一層高まって、1回目の立入検査の後、弁護士がいろいろと相談を受けてアドバイスをした。それをまとめたものがまた、今度2回目の立入検査で留置されてしまうということがあると、安

心して弁護士に相談もできない、本当のことを話せない。こういった状況が起きてきてしまうと思います。

その意味において、秘匿特権というものは非常に企業側の防御、防御のみならず、むしろ企業が自主的にコンプライアンスを高めていくということにとっても、秘匿特権が確保されるということは非常に重要になっております。実際、我々もアメリカ、EUの企業の方、あるいは弁護士なりと話をするときに、日本では秘匿特権は認められていないという話をすると、あなたは一体どうやって弁護士として仕事をしているのですかということを実際にあらゆる人に言われてしまうという状況になっております。

また、アメリカの具体例を申しますと、アメリカではやはり調査が開始される場合に、ハードコピーであれば、それについて当局がそれを証拠として持っていく前に、弁護士が、それが秘匿特権の対象となって提出する必要がない、あるいは当局の目から守られるべきものであるのかということをしつかりとチェックして、そのおそれのあるものは一旦外す。明確であればそのまま外す。あるいは、しっかりと吟味をして、それが当局に提出しなければならないものなのか、秘匿特権として提出する必要のないものなのかをしつかりと確定した上で最終的に当局に提出する。

あるいは、今はむしろEメールであるとか、紙というよりはコンピュータのデータというものが重要な証拠になっています。それで、実際は、当局は紙ではなくてデータを持っていくということがありますがけれども、そのデータについて、例えばある営業担当者の人のコンピュータの中のデータを全部コピーして持っていく。そうすると、その中にいろいろな情報が入っているわけですがけれども、それについて弁護士がプリビレッジ・レビューというものを行って、秘匿特権の対象になる通信内容が含まれていないかということを確認した上で、最終的に当局がそれを取るといった手続もしつかり採られております。

繰り返しになりますけれども、アメリカで反トラスト法、独占禁止法の執行がそれによって妨げられているかということ、御存じのとおり罰金額も日本に比べて最高で今、5億ドル、500億円程度の企業。最高額でそれだけの大きな罰金が取られ、また、今、何十名もの日本人がアメリカの刑務所に入っておりますけれども、個人に対しても禁錮刑の実刑が科されるという厳しい法執行が実際に行われております。では、そこでプリビレッジが認められていないかということ、むしろ認められているし、弁護士の選任権、立会権というものも認められている、その中できちんとした法執行がなされているという点を改めて強調させていただきたいと思います。

3点目になりますけれども、これも既に御指摘がありましたが、証拠・事件記録の開示というか、当事者がそういったものをしつかりと見ることができるようにする。これは、例えば立入検査で自分の会社から何が持っていかれたか分からないというお話がもう既にありましたけれども、企業側としてしつかり防御活動を適時に効率的に行っていくためには、どういった資料を当局が見ているのか、持っていつているのか、どういった証拠が存在しているのか。こういったことを正に調査の最初の段階からしつかりと理解して、その上で防御活動をしていくということが非常に重要になってくると思います。

その意味において、立入検査時に留置される物件については、企業側が少なくともその

コピーをしっかりと作成して、企業側も同じものを持つ、何を留置されているのか理解できるような状況にしておくということは、非常に重要であると思います。

それから、これはちょっとアメリカではなくて EU の話になりますけれども、EU では異議告知書という、違反行為を認め、こういった処分がなされるでしょうという、最終の決定ではないのですけれども、その前段階のものが出た段階で、対象となる当事者に事件記録への完全なアクセス権というものが認められています。すなわち欧州委員会当局が持っている全ての記録を、もちろん営業秘密等を除く、あるいはプライバシーに該当するものは除くという一定の例外はありますけれども、それを対象とされている企業、当事者がしっかりと取得して、その上で当局の認定に対して答弁をして、あるいは聴聞手続を行って、そこで必要な反論、それから、主張・立証をしていくという手続が採られております。

その EU での法執行を見ますと、やはりアメリカと同じように、日本よりも更に厳しい制裁金というものが世界中の企業に対して課されており、アメリカと並んで非常に活発に効率的に厳しい競争法の執行がなされております。そこでは、きちんとした記録開示というものがあって、企業側もしっかりとその防御をした上でそういった法執行がなされておりますので、ここでもそういった証拠・記録を開示することが実態解明に必ずしも反するものではないということが実際に証明されているのではないかと思います。

それから、もう一つ。少し証拠開示という点からは外れるかもしれませんが、やはり企業側が、公正取引委員会が持っている証拠というものをしっかりと受け取った上で、それを十分に吟味して、どういった反論が可能であるのか、その検討していく十分な時間が確保されるということもやはり必要であると思います。現行法の下では相当な期間ということで、余り明確に、例えば少なくとも1か月とかということは認められていないようですけれども、我々としては、ちょっとここは具体的になるのですけれども、少なくとも例えば45～60営業日という祝日・週末は除いて、その程度の期間はしっかりと確保されるということが必要なのではないかと思います。

以上が重要な点になりますけれども、それ以外にも我々として考えている点につきましては、こちらの仮訳のほうにも書いておりますので、こちらにもお目通しをいただきたいと思っております。

もう一度最後に、重要な点といたしまして、我々として非常に重要だと考えていることは、防御権の確保と実態解明とは決して矛盾しないということ。それは、実際に日本よりも厳しい法執行がなされているアメリカ、EU の例を見れば明らかである。アメリカでは非常にしっかりとした弁護士の依頼権であるとか秘匿特権の確保がなされておりますけれども、そのことがむしろ企業側の法執行に対する一種の尊重というか、それを重視するという立場を生み出して、それが調査への協力というものを生み出して、実際には今、アメリカは、正に世界中の企業に対してアメリカの反トラスト法の執行を厳しく行っているという状況が今、起きております。

すみません。早口になってしまいましたけれども、以上をもって我々 ACCJ のほうの意見とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○宇賀座長 ありがとうございました。

それでは、今、伺いました御意見に関し、委員の皆様から御意見、御質問がございましたら御自由に御発言をお願いいたします。

では、村上委員、どうぞ。

○村上委員 基本的に私は、この件では経団連が一番の利害関係者だと思うので、2点だけ非常に基本的な質問をさせていただきます。

秘匿特権を認めることも、供述録取のときに弁護士を立ち合わせろというのも、ある意味では、防御権の保障の上では正論的な主張にはなるわけです。しかも、例えば供述録取に弁護士の立会いを認めた場合には、当然立会いをした弁護士がメモを取りますからメモの話もなくなるし、それから、抑圧的な取調べも絶対行われぬという形になる。そこで多くの問題は解決する形になります。

ただ、それを弁護士立会いまで認めると、今やっているような公正取引委員会が自白調書を取るという、そういう実務は逆にできなくなるといったほうがいい。そうすると、その見返りに、公正取引委員会の調査権を強化するために、先ほど私が申し上げたような、その程度までの裁量型課徴金を導入すべきという議論は当然出てくるわけです。それはある意味で覚悟の上でということを受け取ってよろしいのかというのが第1点目です。

もう一つの質問は、同じ意味で、弁護士を供述録取時に立ち合わせた場合には、今のような供述調書の取り方、それに基づく立証は多分できなくなるであろう。そうすると、先ほど申し上げたように欧州型というか立証手段の在り方も違ってきますし、それから立証の程度、水準の問題もやはり欧州型のほうへ移っていくことになる、多少、今よりは緩めの立証であっても違反行為の認定は十分であるという形で公正取引委員会も審査を行い、多分裁判所もそういうふう認定していくという実務になる。それも、基本的にそれでいいという覚悟ということを受け取ってよろしいかという、その2つが基本的な質問になります。

○阿部経済基盤本部長 まず、裁量型課徴金制度につきましては、国際的な潮流であるとは理解しております。我が国にそのようなものを認めるかどうかは当然議論にはなると思いますが、私どもも十分な議論はしていきたいと思っております。

ただ、今回の議論とセットだと言われますと話は違うかなと思っております。順番に片づけていくべき課題でありまして、独占禁止法の審査手続の見直しの次の課題としてはそういう議論もあり得るかなと思っております。

2番目のお話につきましては、これはどのぐらい私どもの事業者側の防御権が認められるかと裏腹の関係でございますので、そういう意味では全体としてのデュー・プロセスが確立されるのであれば、それなりの対応は当然、公取の側の自助努力等を考えても出てくると思います。ですからここは、ヨーロッパでやっていることが全て正しいと私ども申し上げませんが、国際的な常識の範囲というのは当然あるかなと思っておりますので、それに従うべきだと考えております。

以上です。

○宇賀座長 三村委員、どうぞ。

○三村委員 一つは全国中小企業団体中央会のほうに、それからもう一つは、在日米国商

工会議所ということをお願いいたします。

先ほどプロパンガスの事例で非常に生々しいお話を伺いまして、大変深刻な問題があると分かったのですが、その中でちょっと気になりましたのは、先ほどのお話にありましたように、例えば課徴金制度そのものを余りよく御存じなかったとか、減免制度ももともと御存じなかった。それから、地方においては例えば弁護士さんの方をお願いしたとしても、独禁法について決して十分御存じではないというような話もございます。そういう状況を前提とするなら、恐らくそれはかなり多くの地方に共通する話ではないかと思うのですけれども、そういう仮定の中で、基本的な法執行に対するコンプライアンスを高めていくという方向性の中で、こういったようなことについてまずは改善が必要なのか。

例えば先ほど金融検査マニュアルが中小企業にとっては大変前向きのものになったということなのですけれども、それと関連してまずは改善として何を要望されるのかということをお願いしたいと思います。

それから、もう一つ。これは在日米国商工会議所の御説明で、一番最後のところをはしょられているのですが、私はむしろ一番最後の適切な手続の執行のところでお書きになっている内容。つまり、独立の第三者のオンブズマンの機関が相当にいろいろな、例えば調査手続とかという問題についての苦情処理とかということについて対応されているという話が重要だと思います。現実にはこの機関はどういう位置づけになるのか。あるいは、それが例えば具体的にどういう活動をされているのか。もし分かりましたら少し教えていただきたいと思います。

以上です。

**○及川委員** 中央会です。まず、中小企業にとって全体の御意見は、突然入られて何か分からないままにいろいろな発言をしてしまったということですので、こういう調査のときにはどういう範囲でどういうことが聞かれていて、聞かれる意見は、結果的に法律はこういう意味を持つということが、その立会いの場だとか、あるいはどこか調べようと思ったらきっちり調べられるような形になっていることがすごく重要だと思います。これは弁護士が付けられますとか、ここまでは言ってもいいですよとかいうことを促していただくということも重要だと思います。マニュアルみたいな形で、調査に入ったときのQ&Aみたいなものもどこかにあればありがたいなと思っています。

弁護士のほうは、まだ地方は必ずしも独禁法の詳しい弁護士は多くないかもしれませんが、やはり司法試験の科目に経済法が入っていることもありますので、こちらのほうは徐々にということもあると思いますが、やはり弁護士でも医療に詳しい弁護士だとかいろいろな弁護士がいらっしゃると思いますので、独禁法に詳しい弁護士はこういう先生方がいらっしゃるのですよという何か一覧みたいなものがあり、中小企業にとって情報のアクセスができるような形にしていただくのがよろしいかなと思っています。

**○矢端理事長** 改善といいますが、ベースが何も分からないのです。公正取引委員会のほうから排除措置命令が出て、この体制を作りなさいというその指示が出まして、それに基づいて私どもは対応しています。例えばコンプライアンス担当役員を設けなさいとか。中小企業ですから、単独ではなく当然兼務にはなりますけれども。それから、同業者とは

そういう市況の話ですとか、材料費がやはり大きな影響を受けますので、材料入手の情報交換もしてはだめだとか、要するに、公取のほうからあしなさい、こうしなさい、これはしてはだめです、こうしなさいというふうなその排除措置命令に従ってしかやりようがないのですね。ほかのことは分かりませんし、できませんし。それが必要最低限のことだと思っているので、言われたとおりに指示に従うというのが中小企業の実態ではないかと思っております。

以上です。

○宮川委員長 執行に対する独立した審査機関という点なのですからけれども、ちょっとごめんなさい。十分に御質問にお答えができるか分からないのですが、アメリカの場合はまず司法省とFTCと2つ執行機関がある。Federal Trade Commission、連邦取引委員会とありますけれども、その連邦取引委員会のほうはどちらかと言えば、日本の公正取引委員会はもともとそれをモデルに作っていると思うのですが、その審判の中で、審判を主宰する審判官というものは、人事権も含めて連邦取引委員会から独立した裁判官、行政法判事がその審判をつかさどるという形で、言わば外部の中立的な立場の人がその主張を聞いて、審判を行うといった手続が行われております。

それから、EUのほうではやはり異議告知書というものが出た後に、ヒアリング・オフィサーという、やはりこれも欧州委員会の調査のところから独立した人たちが、企業側の言い分をきちんと聞く。こういった手続を採っておりますので、その意味で必ず最終的な処分がなされる前に独立した第三者の目が入って、そこでいろいろな異議も含めて議論、判断がなされるという制度が確保されている。

それから、カルテル、談合について、アメリカではちょっと日本と違うのは、全て刑事事件で司法省が刑事事件としてやりますので、最終的には、基本的には全て裁判所。最初に立入検査をするときも、裁判所というかグランドジュリー（大陪審）というところから令状をとって、それで立入検査に入る。実際には司法取引で解決されているのでなかなか訴訟までいかないのですけれども、企業側は徹底的に争いたいと思えば、それはもう司法省が独自に処分できるわけではなくて、しっかりと刑事裁判を起こして、第三者たる裁判所が判断していくので、その中で手続的な問題も当然審査されるということになりますので、その点でもやはり海外ではそういった第三者の目が入るところはあると思います。

○宇賀座長 舟田座長代理、どうぞ。

○舟田座長代理 経団連とACCJに質問です。

まず、経団連のほうからです。今日のお話は、独禁法の審査手続は刑事手続につながる可能性があるということがそもそも前提になっているのですが、これは前回もお話したのですけれども、つながる可能性があるとはもちろん黙秘権と言うのですか、自己負罪拒否特権が出てくるので、話が違ってくるのですね。

例えばレジュメの1ページの上から5つ目ぐらいに、課徴金減免制度の場合とは書いてあるのですけれども、この場合は公取としては告発しないということで、刑事手続につながらないということが明確になっているわけです。

この今日のお話は刑事手続につながる可能性があるからということが前提になっていまずけれども、そうでない場合はどう考えたらいいのでしょうか。何か違いが出てきますか。あるいは、私は前回、審査手続が始まって、なるべく早期にこれは犯則には移らないということを宣言すべきだと、あるいはそういう制度をつくるべきだと言いましたけれども、そういうことで、はっきりこれは犯則には移らないといった場合には、何か今日の御主張で変わってくる可能性があるでしょうかというのが一つ。

もう一つは、今の「課徴金減免制度は、企業と従業員の利益相反が生じる恐れのある制度であり」と、これはそのとおりです。従業員は公取委への調査協力と刑事告発、懲戒解雇との板挟みになるので、そうしますと、当然ながら従業員は自分でお金を出して自分の弁護士を雇うというのが筋であって、ここで書いてある弁護士というのは恐らく会社の弁護士となるのでしょうかけれども、どうもこれはおかしいのではないか。この2点。このことは随分御承知のようで、確か一番最後のほうにも黙秘権を制定すべきだというようなことを書いてありますけれども、とにかく誰の弁護士なのか。まず、その2点をお願いします。

**○阿部経済基盤本部長** まず、第1点目でございますが、私どもの資料の最初の行にありますとおり、まず、行政制裁としては、非常に多額の課徴金を課される可能性が高いということが前提で、それに加えて刑事制裁につながる可能性があるということでございます。刑事につながらなかったら今のままでいいかという発想では全くございません。これが1点目の答えでございます。

2点目。本来ならば被疑者である個人が自分で弁護士を雇うべきだと思いますが、日本にはそのような習慣がございませんので、まずは会社で依頼した弁護士が、事業者たる企業とその従業員としての個人をそれぞれ適正に守ることが現実的ではないかなと思っております。

理屈としては先生おっしゃるとおり、会社の弁護人と被疑者である個人の弁護人は違って当然だということはあるかと思いますが、それは現実の姿としてはすぐには無理だと思います。

以上です。

**○舟田座長代理** ここは議論する場ではないのでお聞きしているわけですがけれども、前回の独占禁止法基本問題懇談会でも、弁護士の立会いについて従業員の側に萎縮効果が現れるのでどうのこうのという言葉があったと思います。従業員が、もし会社の弁護士が立ち会おうと自分の行動が逐一会社につながるわけで、そうすると、自分は一体この後、首を切られるのだろうか、それとも社内の制裁を少し穏便にしてくれるのだろうかということを考えながらしゃべらなければならない。それはメモを取って、あるいは供述録取書をすぐ会社に渡すことについても同じことですね。逐次会社に全部筒抜けになることで萎縮効果が生じるというのが、前回の独占禁止法基本問題懇談会が弁護士の立会い等について消極的に考えた理由ですがけれども、それについては何かお考えがあれば。

**○阿部経済基盤本部長** 前回、そのような議論があったことは承知しておりますが、私は間違いだと思っております。弁護士というのは、弁護士法第1条に明確に役割が書かれて

おりますとおり、それぞれの国民、依頼者の人権を守るために働くものであります。会社側が依頼した弁護士が会社の一方的利益のために従業員を切り捨てることはあり得ないと思っております。ちょっと私、今日は弁護士の立会いを認めていただいたので、弁護士本人から答えさせます。そういうことはしないよねという。

○篠浦経済基盤本部員 はい。阿部の申したとおりでございます。

○宇賀座長 泉水委員、どうぞ。

○泉水委員 今の点ですけれども、会社と従業員が利益相反関係にあるわけですね。その場合に1人の弁護士が会社と従業員を同時に代理するというのは、それは許されないのではないかと思います。

この関係で、アメリカでは司法省は会社に対して従業員のための代理人を選任するように強く勧めると聞きますが、それは会社がお金を出しているでしょうが、会社がお金を出していてもあくまでも従業員のための弁護士ではないかと思うのですが、この点は宮川委員長にお聞きするのがよろしいのでしょうか。

○宮川委員長 会社と個人の問題について、アメリカの実務はまず調査を開始して、当初の段階ではもちろん従業員の中の例えばどの人について法人、企業と別に刑事責任を問わなければならないかということは明らかではありませんので、最初の段階から誰に、どの個人に、どの従業員に弁護士を別に付けるかということは分かりませんので、当初は会社の代理人が事件を担当して対応をしていく。ただ、その中で事実が明らかになっていくにつれて、司法省が、この人については企業と別に個人としてカルテルの関与が強い、責任が重い、立場が非常に高い。そういう人について、個人として、会社とは別に刑事責任を問う必要があると判断した段階で司法省がこの人については会社と別に弁護士を付けてくださいということを指名してきます。そうすると、会社はその人に、会社はというか個人で探してもいいのですけれども、会社とは別の弁護士が付いて、その弁護士はあくまでもその個人がなるべく刑事責任を負わないようにその人の弁護、それは会社の利益ではなくて、その個人の利益のために弁護活動をしていくということが実務になっています。

ただ、現実にアメリカの弁護士はもちろんめちゃくちゃ高いですので、個人で費用負担はできないというところがありますので、実際には企業が費用負担するということを禁止はしていない。企業としてやはり自分の会社の従業員を守るということがありますので、企業が費用を負担することは禁止されていません。

ということで、お答えになっているのでしょうか。

○泉水委員 ありがとうございます。

そうすると、会社が費用は負担するけれども、弁護士としてはあくまでも個人のための弁護士であって、会社のための弁護士ではない。そういう御趣旨ですね。

○宮川委員長 そうですね。弁護士が受任するときにそこできちんと委任契約を結びますので、あくまでもその弁護士の依頼者は個人であって会社ではないということで、その人のためにきちんと最大限の活動をするということで活動をしているという状況です。

○泉水委員 会社が弁護士費用を出すのは、個人がちゃんと真実を発言することが実は会社のためでもあるということで、先ほど宮川委員長がおっしゃりました防御権と実態解明

というのは矛盾しないというお話だと思うのですね。

そこで、話を進めてしまいますけれども、アメリカでは確かに防御権と実態解明は矛盾しないということには非常に感銘を受けました。ただそれは、アメリカでは司法取引があるので、司法取引によって調査が進んでいきますので、そういう意味では調査に協力するほうが会社にとってもいいわけですね。アメリカではそういう協力のインセンティブがあると思います。それから、EUの場合にも協力することによって制裁金が低くなるという協力する強いインセンティブがありますし、また、協力する義務もちゃんと法律上あり、協力しないと制裁金が高くなるなどするわけです。

ところが、日本においてはそういうような協力するインセンティブというのは必ずしもないのではないかと。調査に協力することによって課徴金が減るといようなことは一切ないわけであり、調査に協力したからといって、それによって何ら利益が生じるわけではなく、また協力しなかったからといって不利益が生じるわけでもないわけです。その点でいくと、日本は状況が少しアメリカやEUとは違っていて、防御権と実態解明能力は矛盾するとまでは言いませんけれども、アメリカやEUのようにうまく機能していないのだなという気がします。

そうすると、先ほど村上委員がおっしゃったように、日本においても裁量型の制裁金を導入して、それによって、調査に協力するインセンティブを与えるといようなことが必要だと思いますし、あるいは裁量型課徴金とは別に、EUで行われているコミットメントやセトルメントといような制度、そのような制度を導入するといことも必要かなと思います。そういう意味で、調査に協力するインセンティブを与えるといか与えないと、手続に関する制度を改正しても実態解明といのはなかなかうまくいかないかなとい気はいたします。

少し別の方向に話を持っていきましたが、ついでに申し上げました。

○宮川委員長 ちょっとごめんなさい。

今の点で、おっしゃっていただいていることは非常によく分かるのですけれども、一方で日本でも協力のインセンティブの大部分はリーニエンシーだと思います。アメリカでもEUでも。それで、日本でも今、課徴金減免制度といものがありまして、最大5社まで課徴金の減免を受けることができますので、その意味で日本でも協力することによるダメージの軽減といインセンティブは存在して、アメリカ、EUとそこは同じ制度を持っている。細かいところはちょっと違うと思うのですけれどもね。

それから、もう一つ私が申し上げたかったのは、例えば、これは特定の企業がといことではないのですけれども、例えばアメリカの企業に対して公正取引委員会が審査を行うといときに、日本では秘匿特権も認められていないし、弁護士会の立会い等々も認められていませんとしたときに、だったらそれは任意でとも協力することはできない。しかしながら、例えばアメリカに行くときに、それは争う前提であったとしても、司法省からこの人の話を聞きたいといわれたときに、ちゃんと弁護士も立会いできるし、その前にアドバイスを提供できるし、秘匿特権といものもあって、例えば内々にいろいろ話した内容は出ていかないとい状況の中なのだから、これはやはり行くべきだと、こういう判断

になっていると思うのですね。だから、必ずしも司法取引がない、それをしない場合にはもう適正手続が認められていても協力しないというものではないと思いますので、おっしゃっていただいた趣旨はもちろんそのとおりでと思うのですが、少しだけニュアンスが違うところがあるかなと思いましたので、そこだけ指摘させていただければと思います。

○宇賀座長 今井委員、どうぞ。

○今井委員 宮川さんに御質問させていただきたいのですが、今日アメリカの実情と御意見を紹介していただきまして、大変貴重なことだったと思っております。

資料3も拝読させていただいたのですが、基本的な箇所では分からないところがありますので、口頭で結構ですので教えていただきたいと思っております。

今日の御報告の後の質疑でも、弁護士秘匿特権というものが大きな話題になっていると思いますが、資料3を読みましても、その言葉は出てきますが定義がありませんし、アンビットと言いますか、どこまでその権利が及ぶのか。それが一切書いていないので、この場においても「弁護士秘匿特権」という言葉が独り歩きしているように聞こえます。

併せてお答えいただけるとすると、資料3の2ページ。「ISSUES:」のパラの2の最後のところを見ると、US、EU、カナダ云々ではこれが認められている。その結果として、刑事制裁、ファイナンシャルペナルティー、場合によっては民事訴訟となって、日本的に言うところ行政罰、刑事罰、民事罰との関係でプリビレッジなるものが有効に機能しているとの説明がなされていると思っておりますが、先ほどの舟田委員からの御質問とも関連するのですが、弁護士秘匿特権という概念を、一体どこまでの射程を持ったものとしてお考えになり、主張されているのか、そして、それが如何なる根拠に基づいているかというのが、この資料からは全く分からないので、できる範囲で教えていただければと思います。

○宮川委員長 ちょっと手元にきちんと持っていないのですが、確か6要件か7要件、何がプリビレッジかということころはあると思うのですが、一番大事なことは、それがあくまでも依頼者と依頼を受けた弁護士との間における通信・連絡であって、弁護士の依頼を受けた事項に関するアドバイスであること。そして、それを当事者が誰にでも見せる、公開するというものではなくて、秘密として保持する。実際そういう形で保持しているというような幾つかの要件があって初めてプリビレッジということが認められている。それで、ここでのプリビレッジというものも、我々が考えているものも全く同じものであって、基本的には依頼を受けた人に対して、弁護士が弁護士として専門的なアドバイスを与える。それに関する通信であって、しかもそれを基本的にそれぞれが秘密として保持する意図を持って、秘密として保持している。そういったものがプリビレッジであると思っております。

○今井委員 ありがとうございます。私はイギリス法しか知らなくて、アメリカ法のことは詳しくないのですが、今、言った6要件というのは、判例を整理された結果としてなのでしょうか。それとも、どこか連邦法か州法において、具体的な条文において明記されているのでしょうか。

○宮川委員長 判例法に基づいてできている要件です。

○**今井委員** そうですか。そうすると、これも大変大きな問題だと思imasので、アメリカにおいて一般的な、もちろん州によって違うと思imasし、役所によつても理解が違ふと思imasけれども、最大公約数として、プリビレッジという以上は、もともとは存在しなかつた権利を判例で認めたものではないかと推測されmasので、今、どこまでそれが認められているかということについて、正確な情報を後で御提供いただけると、今後の議論に役立つと思imas。是非お願いしたいと思imas。

○**宇賀座長** 川島委員、どうぞ。

○**川島委員** どうもありがとうございました。本当に現場の生の声をお伺いできた貴重な場だったと思imas。

私からは、事件関係者の防御について、従業員の立場から3点質問をさせていただきます。

1点目は、我が国における公益通報制度との関わりであります。話が半分飛ぶのですが、公益通報者保護法では、通報者に対する解雇その他の不利益取扱いが禁止されているということでもあります。今回、この審尋や供述録取で従業員が事実を述べたことを理由に解雇・降格など不利益な取扱いがあつてはならないと思つております。その点、企業において実際にはどのような扱いになっているのかということをお伺いしたいというのが1点であります。また、米国でこれに関連するような考えなり実態があれば、これについては在日米国商工会議所さんにもお伺いしたいと思つております。

2点目は、従業員に対する弁護士を付ける場合の費用負担について、先ほど米国においては企業が負担をするという話がありました。これも経団連さんにお伺いしたいのですが、弁護士が立会いをするとした場合に、場合によっては事業者の立場の弁護士と、従業員の立場の弁護士を2人同席させるということがあるかどうか分かりませんが、仮に従業員の立場に立つた弁護士を同席させる場合に、その費用を企業が負担をするということがあり得るのかどうか。この10年来経団連さんの中でも大分議論を重ねてこられたと思imasので、そういったようなお考えについてあればお伺いしたいと思つております。

3点目は、在日米国商工会議所さんにお伺いしたいのですが、司法取引が先ほど議論の中で出てまいりましたけれども、企業と従業員との利害というのは多分一致する。反しないというようなことを前提にお話をされていたのかなとは思つたのですが、経団連さんの資料にもありましたとおり、リーニエンシー制度の中での企業と従業員の利益相反。例えば1番目に申告したところは、法人も自然人たる従業員も等しく刑事罰についても免れるわけですが、2番目以降については企業にとっては課徴金の減免というのはありますが、個人においては刑事告発の可能性というのが残るのではないかとこの話を聞いたことがございまして、この点、日本におけるリーニエンシー制度のありようと、米国における制度のありようは違いがあるのかないのか。米国の立場から日本のこの制度を御覧になったときに、どのような問題認識を持たれているのかお伺いしたいと思imas。

以上です。

○**阿部経済基盤本部長** まず、1点目でございます。独占禁止法違反事件に関しては職員

を処分する例はございますが、これは会社が法令遵守を要請しているのに反して、それぞれの従業員が違反行為を行ったということに対する制裁でございます。調査等に当たりまして事実を述べている限り、会社に不利益なことを申し立てたからといって処分をされた例は私どもは存じ上げません。日本の企業はそういうことはしないと信じております。

2点目でございますが、そのような費用は、当然企業が負担いたします。

○宮川委員長 アメリカにおいても、もちろん私の知識というのは限られていると思うのですけれども、今、経団連の方がおっしゃったとおり、会社に不利なことを言ったから処分するとかそういったことはないと思います。あくまでもコンプライアンスという観点から、違法行為に関与したことについてどのような処分をするかということになると思います。

それから、我々のほうにいただきました、企業と個人の利益相反をリーニエンシー制度という観点から見たところで、まず前提として日米の大きな違いは、アメリカの場合は、一番最初にリーニエンシー申請をした企業についてのみ完全な刑事免責、これは法人も個人も含めて完全な刑事免責が認められます。ですので、その意味においては、1番を取るためにというところでは従業員個人、それから法人も、全く利益相反はありません。1番で申請できれば個人も含めて刑事免責が認められるということになるので、利益相反の問題は出てこないと思います。

ただ、御指摘いただいたとおり2番目以降、既に例えば召喚状を受け取って調査が始まってしまった、そのときに、そうはいいながら捜査に協力することで、そうした司法取引をするときに、きちんと捜査に協力したということで罰金の減額が認められるということがありますので、今、現実的には企業はそちらを選択している。そうすると、御指摘いただいたとおり、正に個人との利益相反の問題がゆくゆく出てくる。

なぜなら、リーニエンシー制度に基づく刑事免責は基本的にありませんので、企業からすればなるべくしっかりと協力をして、事実を洗いざらい報告して、それによって罰金を下げたい。しかし、事実を洗いざらい報告していく中で、ある特定の従業員の人が主役だった。メインでカルテル行為をやっていた。そうすると、その人については当然法人と別に刑事起訴される危険性というものが出てくるので、利益相反が出てくるのですけれども、ただ、その利益相反が現実化するのには、司法省がある特定の個人について、この人を刑事訴追する可能性があるかと、すなわち、司法取引すれば、罰金を払えばもう後は全部、従業員も含めて免責となるのですけれども、しかし、そこから特定の何人かをそこに含めないで、この人たちは別途刑事訴追する可能性がありますと、その判断がなされた時点で利益相反が出てくるので、その時点で司法省がこの人には弁護士を別に付けてくださいという話が出てくるので、そういう意味では、リーニエンシー制度との関係では1社しか認められないという意味において、余り個人と企業の利益相反は出てこないと考えていいのかなと思います。

○川島委員 ありがとうございます。

○宇賀座長 榊原委員、どうぞ。

○榊原委員 本日は、実態の話を詳しくお聞かせいただきましてありがとうございます。

特に矢端さんには、個別の会社の事例というのはなかなかこういうところでお話しされるということは、私自身は企業の弁護士ですけれども、経団連の委員ということで出席をさせていただいて、非常に勇気があるということでありがたく聞かせていただきました。その話を無駄にしてはいけないなということを非常に感じました。これは感想です。

あと、質問がございまして、3つの団体全てにお聞きしたいと思います。

事業活動も公取の調査も非常にグローバル化をしていますので、中小企業さんなどでも日本で部品を売っているだけでもアメリカで立件されるということですから、多分同じ状況ではないかと思うのですが、そのときに秘匿特権だとか弁護士立会いというところで、法制度が違うということで困ったというお話なのですが、普通立入りとか調査というのは、例えば3極同時にやられるのだらうと思うのです。そうなったときに、あちらこちら世界中で同時に調査に入られたりとかされたときに、例えばアメリカの企業が日本法人の本店とか本支店を持っているとか、日本の法人も例えばヨーロッパとかアメリカに支店とかを持っていたりということがあられると思うのですけれども、そのときにある場所ではこれは秘匿特権の対象なので出さなくていいとか、その場にも弁護士が立ち会ってくれているという状況にあって、日本だとそれがほとんど、先ほどのノーディフェンスだというお話だったので、ほとんど知識もないし、丸裸で誰も来てくれないという状況のときにどうされるのか。

例えばアメリカの企業だったら、日本でも秘匿特権は保障されたりすると想像したりとか、逆に日本の企業はそういうものがないと思うと、ヨーロッパなどでも出さなくていいものも出してしまったりするのではないかと、そういうことをちょっと想像をするわけですけれども、制度が違うことによって、でも、同じ局面に遭遇されると思うので、その場合どうされているのか。それで、どうであればそこが不安がなくなるのか。

たくさん御要望をいただいたので、これが例えば全て実現をすればもちろん問題はないのかもしれませんが、全ての制度を一緒にするというのも多分難しいと思うので、そういった観点からもう一度お聞かせいただければと思います。

**○阿部経済基盤本部長** 経団連会員企業全てが同じ対応をしているとは思えませんが、私どもの知る限り、主要な企業はそれぞれ現地の法令に基づいた対応をしております。そういう意味では、国際カルテル事件等で日米欧3極で同時に調査に入られたときに、日本の本社と現地法人の対応が異なることは当然あり得ると思います。逆にこれは特定の企業の名前が出てしまうのでこれ以上申し上げませんが、ある有名な国際カルテル事件で、日本の公正取引委員会が押収した資料が、ヨーロッパの競争当局の考えるデュー・プロセスを踏んでいなかったために立件として使えなかったということがございました。これは特定の会社の名前が出てしまいますのでこれ以上申し上げられませんが、公取の方はお分かりのほうであります。現にございます。日本のやり方がデュー・プロセスを踏んでいなかったために、国際的な立件ができなかった例はございます。

**○及川委員** 中小企業のほうも海外市場を狙っていく企業が増えますので、今後そういったことも中小企業の世界でも十分考えられると思います。

中小企業の立場からですけれども、やはり国ごとに手続が違うなどということになると、

海外進出というのは中小企業はできなくなってしまうので、統一的なルール、東南アジアに行ったらこうだとか、ヨーロッパに行ったらこうだとかと違わない、統一的なルールが中小企業に対する負担を軽減する、あるいは中小企業の今後の飛躍のためには重要であると考えています。

○宮川委員長 ACCJの会員企業も、基本的にはそれぞれ所在国の法律に従わなければならないので、その意味で法律が違えば違う対応をせざるを得ないと思います。

ただ、そのときに、例えば先ほどから秘匿特権のことをかなりいろいろ質問を受けているのですけれども、一つ口をそろえて皆様が言っていることは、例えばアメリカであれば秘匿特権があるからこれは出す必要はない。しかし、例えば日本では秘匿特権というものは認められていないので、例えば立入検査でそれを出さざるを得ないということで、出した瞬間に、先ほど一つ要件、秘匿性というか秘密性というものが要件としてあるので、それを放棄した。第三者に出したということは、秘匿特権の放棄であるとアメリカではみなされてしまう。そうすると、それは今度、後々民事訴訟が起きたときに民事訴訟の原告が、アメリカではディスカバリーという非常に強力な証拠開示制度があるので、それに基づいてそれを開示しなさいといったとき、これはプリビレッジ、秘匿特権がありますから出しませんということがもう言えなくなってしまう。

ということで、日本の手続を通せば、そこを抜け穴として事実上アメリカの原告、アメリカの当局が、本来秘匿特権で守られる情報を幾らでも取り出せるという状況が生まれるという懸念が非常に強くなってくると思います。

○宇賀座長 中川委員、どうぞ。

○中川委員 在日米国商工会議所からいただいた資料に手続的に何が必要かということが明確に書かれていて、最も中心的なのは、弁護士の立会権と、プリビレッジの問題と、証拠の開示の3点だと思うのですが、それ自体が適正手続の観点から非常に重要であるということは恐らく誰も否定できないことであって、問題はそれを実施しようとするといういろいろ困ることがあるのではないかということだと思います。

そのうちのプリビレッジについては先ほど今井委員からありましたように、やはりその概念の外延がよく分からないので、もう少し情報を知りたいということなのですが、私が質問したいのは、弁護士の立会権についてです。

立会権は、困った人が弁護士の助けが欲しいと言えばそれを認めるのは当然だろうという、それ自体は当然の正義感です。けれども、今日、中小企業団体のほうから非常に赤裸々な御説明をいただき、私は非常に驚いて聞いたのですが、顧問弁護士のいる企業が課徴金のことを知らなかった、リーニエンシーも初めて聞いたというのは、公取委の広報が不十分だというような問題ではなくて、やはり顧問弁護士が十分機能していないのではないかと思ったのです。中小企業に対し公取委は常に目を光らせていますので、こんなことをやったらカルテルになりますよということは常日頃から顧問弁護士はクライアントに言っていなければいけないのではないかと。私はそういうことは当然やっていると思っていたのです。企業の顧問弁護士が「いや、私は独禁法は知りませんで」と言って済むという感覚にはちょっと驚いたのです。これでは全く弁護士はまだまだ足りていないのではないかと

たのです。そういう状況で、つまり、極端に言うと独禁法が得意な弁護士は例えば東京と大阪にしかいないというような状況がもしあって、その状況で独禁法違反調査に対する弁護士の立会権を認めて、果たしてうまく動くのでしょうか。調査に入られた企業が「今から弁護士の先生に立会いをお願いしたら1週間後になります」と言っているのを許して果たして調査ができるのかという疑問があります。

恐らく経団連の会員企業であれば問題はないと思うのですが、全国にたくさんある中小企業に対して弁護士立会権を認めると、結局人がいませんということになって、調査が進まなくなるのではないかと。現在、弁護士の人数増加のテンポを見合わせましょうということになっていて、数も余り増えないということで、余り先行きよろしくないのですが、そういう状況でこれをうまく導入できるのかということが現実問題として非常に心配になるわけです。

お尋ねしたいのは、アメリカでの相場感として、「弁護士が来るまで供述しない」といった場合、ではどのくらいで来るのか。数時間内に来るのか、数日中なのかというあたり、大体の相場感をお尋ねしたいのです。例えば1週間来ないといった場合に、その間何も調査がないのかというあたりです。それではむしろ調査の妨害になるのではないかと思います。そういうふうな事情をもし御存じでしたらお教えいただきたいというのが1点。

もう一点は、先ほど三村委員から御質問のあった、説明を省略された最後の点なのですが「Enforcement of Proper Procedures」です。公取委の事務におかしなところがあれば、当然取消訴訟で異議を申し立てることはできるはずですが、書かれていることとは違って、おかしな事務に対して、異議を申し立てることができないわけではない。また、独立の聴聞会が存在しないと書いているのですけれども、でも、それは経済界の要望で廃止したばかりの審判制度のことですね。あんなものは要らないというので廃止し、さっさと処分に対して取消訴訟をしようという趣旨で改正されたはずですが、なのに今更、独立の聴聞会がないなんてこと言われても困るな、というのが私の正直な感想です。

つまり、処分をさっさとやるならやっ、あともう訴訟で争おう、中立な裁判所で争おうということで審判手続を廃止したので、このペーパーに書かれていることはちょっと議論が逆行しているのではないかと疑問を抱きました。というので、2点目は、資料の最後のところがどういう主張なのかがよく分からないという質問です。

以上です。

**○宮川委員長** まず、1点目。アメリカでは、これはもちろん企業によって差はあると思うのですが、各企業、万が一そういった立入調査を受けた場合に、すぐにそれが独禁法違反事件であればこの弁護士に連絡しなさいと、そういう一種のコンプライアンスマニュアル的なものとして危機管理マニュアル的なもので、独占禁止法違反の疑いを受けたときには、この人にすぐ連絡して来てもらいなさい。アメリカは広いですから、その会社のロケーションに応じて一番近いところの弁護士を呼びますので、何日もかかるということではなくて、数時間で必ず飛んでいくということが実際に行われています。アメリカの場合、連邦の反トラスト法以外に州もそれぞれ独禁法を持っていますから、どこの州であっても独禁法の専門の弁護士というものはそれなりにいると思いますので、その意味で場所

がどこであっても、少し品質に差はあるのか分からないですけれども、数時間で行けるといいう体制は十分取れているのではないかなと思います。

それから、2点目なのですけれども、確かに審判を廃止した趣旨が、処分をしてその後は第三者の裁判所で争いましょうというのが審判廃止の趣旨だと思うのですが、裁判で争うときに、例えばちょっとこれは極端な例ですけれども、適正手続違反で取得した証拠を公正取引委員会は幾らでも使える。それに対して、こちらは余り証拠開示もされずに、全部とられて手元に何も無い中で、はい、裁判所に行きました、どうぞ争ってくださいと言われても、私たちどうすればいいのですかということになってしまうと思いますので、せっかく審判を廃止しても、裁判所で企業が本来できるべき有効な防御をしていくに当たっては、審査の段階できちんと適正手続を確保して、もし問題があれば、そういった証拠の収集ができないようなシステムを確保していく。あるいは、本来出さなくていいものは出さないようにしていく。あるいは、相手方が何を持っているのかということをしっかり把握できるような状態があって、初めて裁判所でしっかりと主張・立証ができると考えています。

○中川委員 1点目については、「数時間以内」という相場観なのですね。2点目については、そういう御趣旨が読み取れないように思った次第です。

○宇賀座長 時間も迫っておりますが、せっかくの機会ですので、多少延長させていただければと思います。御用のある方は途中で退席していただいて結構です。

矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員 ありがとうございます。

2点ほど、ACCJと経団連に質問なのですけれども、先ほどリーニエンシーの制度も同じなので、協力は余り違いがないとおっしゃったのですが、私の理解では多分それは違って、アメリカはリーニエンシーは1社ですから、その後の会社についてもセンテンス（量刑）ガイドラインで、協力すればポイントは2つ減るのです。そうすればかなりの金額、10億円規模の金額がそれによって減る。そうしますと、かなり協力することがインセンティブになっていることは間違いないと思います。それについてどうお考えかということ。

あと、弁護士はアメリカではオフィサー・オブ・コートですから、何かの立会いをしたときに、例えば質問に対して中断させるようなことをすれば法廷侮辱罪になるわけですが、やはりそういうものがあって初めて立会いも認められるのではないかと思うのですが、その点についてどう思われるかという点が1点です。

それから、経団連のほうには1点、この立入り時の立会いなのですけれども、先ほどの中小企業の方からのお話のように、なかなか弁護士がすぐにでも来ないという事態は特に地方ではあると思うのです。その場合にどれほど待たなければいけないか。ここに「立入検査の実施を待つことを規定すべき」とお書きなのですけれども、他方、これは日本の企業が最近の自動車部品で数社、立入りの前に証拠隠滅をしているというようなことも実態的にはあり、アメリカでかなりそれによって重い罰が科せられているということもあるので、立入検査の実効性と弁護士がその場にいるということのバランスを取らなければいけないと思うのですが、その点、そういった証拠隠滅のような行為をさせないために何か経

団連はお考えなのかどうか。そしてもう一つ、どのぐらいの時間に来ることを想定されて弁護士が到着するまでは待つことを規定すべきとおっしゃっているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○宮川委員長 まず、インセンティブの点は、御指摘いただいた点は正にそのとおりで、リーニエンシーが一番上の企業のみ。しかし、先ほどお話ししましたように、2番目以降の企業も協力することでその分のクレジットで、例えば最終的に罰金を20%減額するとかなり大きな減額が認められるので、その意味でその減額を得るために協力していくというインセンティブが強いことはそのとおりだと思います。

ただ一方で、例えば適正手続がきちんと確保されていないとすれば、そのことをもって法廷で闘うということも可能になると思いますので、そのインセンティブに基づいて協力をしていくやはり前提として、しっかりと手続的な面からも適正手続が確保されているということがあって、そのインセンティブに基づく協力ができるのではないかなと考えております。

それから、立会いの問題は、これも御指摘のとおりで、確かにちょっと書面では詳細に書いていないのですけれども、立会いを認めたとして、じゃあそこで弁護士が何ができて何ができないのか、何をやったら問題になるのか。ここは正に御指摘のとおり、これから詳細かつ具体的に詰めていく必要があると思います。

例えば、ちょっと間違っていたら言ってください。韓国は、同席はできるけれども、黙って座っているだけのことを認める、それ以上のことは例えばできないという制度だったような、ちょっとうる覚えなのですけれども、そういうやり方が一つあって、いるだけでも何が行われているかを、言わばカメラで撮るのと同じ役割を生身の弁護士や人間がやるという考え方もかもしれません。あるいは、矢吹委員がおっしゃったように、きちんと、単純に調査を妨害するだけのために異議だ異議だとかいうような行き過ぎたことを言う場合には、逆に調査妨害、法廷侮辱罪的なものとしてそれはさせないという、こういった具体的な更に細かい制度運用はしっかりと議論していく必要があると考えております。

○阿部経済基盤本部長 東京に所在する大手企業と地方の中小企業とは全然事情が違うので一概には申し上げられませんが、私どもの会員企業で東京に事業所があるということをご想定した場合がございますが、矢吹先生にお願いしたら、何時間ぐらいで来ていただけますでしょうか。その時間が必要です。

○宇賀座長 舟田座長代理、どうぞ。

○舟田座長代理 また宮川さんにですけれども、先ほどのお話で、ある企業が調査前に社内調査をして弁護士が関与したという場合でも、その後で公取が回収してみんな持ってってしまうということをおっしゃいましたが、社内文書に弁護士が関与する、その関与の程度がどういうことかが問題だと思うのですが、全部それは秘匿特権で出せなくなるのか。

先ほど今井さんがお聞きになったように、弁護士秘匿特権の及ぶ範囲なり場合の問題を考えないと、何でもこれは隠せますよという。あるいはメールでも、弁護士が関わったら全部出さなくていい。例えば、危ないから全部CCで弁護士の名前を入れておこうということになるのでしょうか。先ほどちゃんとその後補足されましたけれども、基本的には依頼

人と弁護士との間のコミュニケーションを保護するのが秘匿特権なので、先ほどのようにおっしゃると、これで弁護士さんが印鑑を押してあるのが回っていれば大丈夫だというふうなことになるのではないかという、その意味で少し弁護士秘匿特権が会社にとって白馬の騎士のように見えるので非常に疑問を持つのですけれども、その辺は何か。

それで、弁護士秘匿特権については、日本の場合はやはり立法しなければならないと思うのです。要件をこれから判例でつくるとするのはちょっと考えられないので、そこは先に出していただかないと、考えようがないという感じがいたしますけれども、何か御提案があれば。

**○宮川委員長** すみません。今日、きちんとプリビレッジ、秘匿特権の定義を準備してくれば良かったのですけれども、ちょっと誤解があるようなので。もちろん別に秘匿特権で弁護士の名前が入っていれば、CCが入っていれば全て出さなくていいと、そんなものでは全くありません。例えば社内調査をしたときに、既に存在する営業報告書、コンペティターとのEメールのやり取り、あるいは社内で何か、社内の会議で議論したその議事録。これらは弁護士とのやり取りと関係なくもう既に作成された存在している文書ですから、これらは当然秘匿特権の対象には含まれません。

しかしながら、法的な観点から弁護士がそういう書類をレビューして、関係者に聴取をして、その結果を法的な分析を踏まえてまとめた資料のその成果を取られてしまうとすれば、公正取引委員会は何もせずに、はい、じゃあこのとおりという立件ができてしまう。そんなことが起きてしまったら、企業としてはうかうか弁護士にも相談もできないし、何も紙に残せない。意見書も書かないでください、報告書も書かないでください。書いたらその瞬間に取られますからということになってしまったら、それは正に企業がコンプライアンスをしっかりと高めましょうというところでも、でもやったら大丈夫なのではないかと、こういう話になってしまう。

ですので、確かにちょっとプリビレッジがどういうものなのか。それがどの場面でどういうふうに働くのか。そこの議論をしっかりと詰めていくということは正に御指摘のとおりですので、ちょっとまた、例えば機会をいただければしっかりとそこはアメリカの弁護士としっかりとしたものを作って、改めて報告させていただくことについて、我々喜んでさせていただきたいと思います。そこは確かに、正に御指摘のとおり、ちょっとプリビレッジ、秘匿特権という言葉が独り歩きしてしまっていて、その前提としてどういうもので、どこで適用されるのかというところをまずはしっかりと明確化して、それを日本の中でどういうふうに進導できるかという。御指摘のとおり、それはもう議論の順序としてはそのとおりだと思いますので、もし必要がありましたら、我々いつでもその辺をしっかりと準備をして報告させていただきたいと思います。

**○宇賀座長** 今井委員、どうぞ。

**○今井委員** すみません。今のリクエストの追加だけでお願いします。

先ほどから Conflict of Interests の話が出ておまして、事業者に弁護士を付ける場合と個人の従業員に弁護士を付ける場合、同じ弁護士がこれら2つの役割を果たしているというお話がありましたけれども、それが首尾よくうまく行って、事業者に対するサンク

ションが軽くなったとしましょう。それでも、その後、事業者に対して株主代表訴訟が起こされて、あなたの会社は違反行為を認めているのではないですか、コンプライアンスができていませんね、そういう法令を遵守しなかった事業の一環として従業員を働かせていたのに、彼のために弁護士を雇い、その費用を出すというのは株主としては許容できませんから、返還してくださいという議論がたくさんあることは、宮川先生も御存じだと思います。そうしますと、会社から従業員に対して、会社のお金で弁護士を付けることが一体どれくらいあるのだろうか、この辺りの状況を、アメリカ法の範囲で結構ですので正確に教えていただきたいと思います。私の知っている限り、ヨーロッパ等ではそういう懸念もあるので、インハウスのロイヤーが、エンプロイヤーに対してどういう助言をするか、かなり精緻な議論がなされていると思いますが、比較のためにアメリカの状況を教えていただければと思います。

○宇賀座長 泉水委員、どうぞ。

○泉水委員 ついでに宮川委員長にお教えいただきたいのですが、アメリカで秘匿特権の対象となるものを、日本において公取委が取ったというか公取委に提出をしたという場合に、それがアメリカで秘匿特権の放棄になるというお話が先ほどあって、経団連さんのプレゼン資料にもそういう記述があるのですが、この点については先ほどおっしゃったように、こういうことが言われているということ、そういう懸念が強くなっているということですか、そういうような慎重に表現をされていましたが、この点は、確か司法省は放棄とはみなさないということを言っているというお話も聞きますし、それから、1つか2つか分からないのですが、連邦地裁レベルの裁判所では放棄とはみなさないという判決もあるというような話も聞いているのですが、このあたり、もし御存じでしたら教えていただければと思います。

○宮川委員長 すみません。ちょっと私、その判例は今、理解はしていないのですが、ただ、どういう形で出したことが放棄になるのかならないのかという、それによってももちろん変わってくると思われまますので、令状に基づいて出した場合は例えにならないという考え方は可能だと思うのですが、任意調査について出した場合には多分放棄とみなされると思うのですが、ちょっとごめんなさい。具体的に詳細なことまでは今、ちょっと。

○宇賀座長 榊原委員、どうぞ。

○榊原委員 すみません。時間がありませんので手短かに。

先ほどから弁護士立会の実現性について厳しいとの御意見があつて、私自身も弁護士ですので、そのとおり、特に中小企業の方などは、リストとか電話番号とか何か窓口がないと多分どこに電話をしていいやら分からないということでしょう。ですから、やはり例えばアメリカなどでリストがあるというようなお話をちらっとおっしゃっていたので、そういうものがあるのであれば、例えばABAとかそういうところで窓口を設置されていたりするのであれば、そういうことを後日教えていただけないかと思います。日弁連の、これは矢吹先生にお願いをして実現するのか分かりませんが、やはり告知をするとなっても、公取の方が告知をするときに、ここに電話をすると独禁法でアドバイスを得られま

すよとって、電話をすると誰かがすぐに出て、すぐ来られなくてもその場で多少のアドバイスが受けられるというようなことを設置をしないと、権利とか制度として認めても意味がないのではないかなと思います。

以上です。

○阿部経済基盤本部長 私の答えることではないですけども、日本商工会議所とか商工会は、各単位会ごとに顧問弁護士を置いている例が非常に多いので、本来ならばそういう中小企業団体を通じてすぐに弁護士を依頼するということは可能なはずですよ。

○宇賀座長 それでは、時間も超過しておりますので、このあたりにしたいと思います。

本日は、長時間にわたり活発に議論していただき、ありがとうございました。

次の第3回の懇談会は、弁護士からのヒアリングを実施いたします。前回に委員からいただいた意見を踏まえまして、国内の独占禁止法違反被疑事件を多く担当した経験のある弁護士、米国の実務にも詳しい弁護士、欧州の実務にも詳しい弁護士から御意見を伺うこととしたいと存じます。人数は3～4名を考えており、依頼をする弁護士の方の御都合によっては、第3回と第4回に分けて御意見を伺うことも検討したいと存じます。

以上の点を踏まえて調整をしてみたいと考えておりますので、人選につきましては私に御一任をいただければと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、そのように進めたいと存じます。

それから、第4回の懇談会と第5回の懇談会についてお諮りいたします。

前回の第1回懇談会では、懇談会の進め方として、ヒアリングを3回にわたって実施すること、最後に公正取引委員会からヒアリングを行うことで皆様の御了解をいただきましたが、残る他省庁と公正取引委員会からのヒアリングを第4回懇談会で実施するとすると、意見聴取や質疑応答の時間を十分に確保することができなくなってしまいます。丁寧なヒアリングを行い、また、委員の皆様からの質疑の時間を十分に確保するために、第4回の懇談会では他省庁からのヒアリングを実施することとし、公正取引委員会からのヒアリングにつきましては、第4回ではなくて、第5回の懇談会で実施することとしてはどうかと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきたいと存じます。

最後に、次回及び次々回の日程について、事務局から説明をお願いします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 それでは、次回、第3回の会合でございますけれども、4月11日金曜日の午前10時から、次々回、第4回の会合につきましては、4月23日の午後1時30分から開催をすることとさせていただければと考えております。場所はいずれもこの4号館の12階の共用1214特別会議室というところを予定させていただいております。

第5回の懇談会につきましては、5月の連休明けを今のところ想定させていただいてお

ります。日程の調整ができ次第委員の皆様にご連絡を差し上げたいと思っておりますので、  
よろしくお願いたします。

○宇賀座長 本日もお忙しいところをどうもありがとうございました。これにて終了いたします。